

食品安全委員会第 264 回 会合 議事録

1. 日時 平成 20 年 11 月 27 日（木） 14:00～15:19

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・添加物 3 品目

1) フルジオキソニル 2) プロピオンアルデヒド

3) 6-メチルキノリン

(厚生労働省からの説明)

(2) 農薬専門調査会における審議状況について

・「トリブホス」に関する意見・情報の募集について

(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・添加物「2-エチルピラジン」に係る食品健康影響評価について

・添加物「2-メチルピラジン」に係る食品健康影響評価について

・農薬「EPN」に係る食品健康影響評価について

・農薬「フェノキサニル」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「HIS-No.1 株を利用して生産された L-ヒスチジン塩酸塩」に係る食品健康影響評価について

(4) 食品安全委員会の改善に向けた検討について

(5) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 20 年 10 月分）について

(6) 米国における飼料規制の強化について（農林水産省からの報告）

4. 出席者

(食品安全委員会委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

(説明者)

國枝厚生労働省基準審査課長、境農林水産省畜水産安全管理課長
(事務局)

栗本事務局長、日野事務局次長、大久保総務課長、北條評価課長、角田勸告広報課長、
酒井情報・緊急時対応課長、小平リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官

5. 配布資料

- 資料 1 - 1 食品健康影響評価について
- 資料 1 - 2 フルジオキサニル、プロピオンアルデヒド及び6-メチルキノリンの添加物指定並びに規格基準の設定に関する食品健康影響評価について
- 資料 2 農薬専門調査会における審議状況について〈トリブホス〉
- 資料 3 - 1 添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
〈2-エチルピラジン〉
- 資料 3 - 2 添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
〈2-メチルピラジン〉
- 資料 3 - 3 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈EPN〉
- 資料 3 - 4 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
〈フェノキサニル〉
- 資料 3 - 5 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
〈HIS-No.1株を利用して生産されたL-ヒスチジン塩酸塩〉
- 資料 4 食品安全委員会の改善に向けた検討に当たっての論点に係る「具体的方策(案)」について
- 資料 5 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成20年10月分)について
- 資料 6 米国における飼料規制の強化について

6. 議事内容

◆見上委員長 ただ今から食品安全委員会第264回会合を開催いたします。本日は7名の委員が御出席です。

また、厚生労働省から國枝基準審査課長に出席いただいております。

農林水産省から、境畜水産安全管理課長に遅れて出席いただく予定になっております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会(第264回会合)議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は 11 点ございます。

資料 1 - 1 が「食品健康影響評価について」。その関連資料として、資料 1 - 2。

資料 2 が「農薬専門調査会における審議状況について（トリブホス）」。

資料 3 - 1 及び 3 - 2 が「添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について（2-エチルピラジン）」。

資料 3 - 3 及び 3 - 4 が「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について（EPN、フェノキサニル）」。

資料 3 - 5 が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について（HIS-No. 1 株を利用して生産された L-ヒスチジン塩酸塩）」。

資料 4 が「食品安全委員会の改善に向けた検討に当たっての論点に係る『具体的方策（案）』について」。

資料 5 が「『食の安全ダイアル』に寄せられた質問等（平成 20 年 10 月分）について」。

資料 6 が「米国における飼料規制の強化について」でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

<p>(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について</p>
--

◆見上委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

最初に、「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」でございます。

資料 1 - 1 にありますとおり、11 月 20 日付けで、厚生労働大臣から添加物 3 品目について食品健康影響評価の要請がありました。

厚生労働省の國枝基準審査課長から説明がありますので、よろしくをお願いいたします。

◆國枝基準審査課長 厚生労働省の基準審査課の國枝でございます。

それでは、資料 1 - 2 に基づきまして、御説明をしたいと思います。今回お願いいたしますのは、「フルジオキソニル」、それから、「プロピオンアルデヒド」及び「6-メチルキノリン」の添加剤の指定及び規格基準の設定に関する食品健康影響評価でございます。

まず「経緯」でございますが、食品添加物の新規指定要請の手続等につきましては、平成 8 年 3 月の局長通知により、指定などの要請をする者は、有効性、安全性に関する資料

を添えて厚生労働大臣あてに要請書を提出することとされております。

また、平成 14 年 7 月の薬事・食品衛生審議会における了承事項ということで、JECFA で国際的に安全性評価が終了し、一定範囲内で安全性が確認されており、かつ、米国、EU 諸国などで使用が広く認められているもの、私ども国際汎用添加物と言っておりますが、これについては、企業等からの要請を待つことなく、指定に向けた検討を開始する方針を示しているところでございます。

今般、フルジオキシニルにつきましては、食品添加物としての指定等について事業者より要請書が提出されたこと、また、プロピオンアルデヒド及び 6-メチルキノリンについては、厚生労働省において評価資料がまとまったことから、いずれも食品添加物の指定等の検討を開始するに当たりまして、食品安全基本法に基づく食品健康影響評価を依頼するものでございます。

まず、フルジオキシニルでございますが、フルジオキシニルは、土中生息菌の *Pseudomonas pyrociniae* が生産する抗菌性物質であるピロールニトリンをリード化合物として開発されたフェニルピロール系の非浸透移行性の殺菌剤でございます。

欧米諸国では主にブドウ及び野菜類の灰色かび病における茎葉散布剤並びに麦類の種子消毒剤として、米国ではとうもろこし類の種子消毒剤として登録されています。

また、米国では収穫後（ポストハーベスト）の防かびを目的とする核果類、仁果類、かんきつ類、キウイ及びざくろへの使用が 2004 年に登録されています。

我が国では、収穫後の農作物への使用の目的が、かび等による腐敗、変敗の防止である場合には、食品の保存の目的で使用したと解されるため、そのように使用されるものは添加物に該当することとしているところでございます。フルジオキシニルは防かび目的で収穫後の農作物に使用されるものであることから、添加物としての指定の手続を進めるものでございます。

なお、フルジオキシニルは、野菜の灰色カビ病に対する効果を期待して収穫前に農薬としても使用される品目であり、我が国では 1996 年に農薬登録を取得しておりまして、2006 年のポジティブリスト制への移行に伴いまして、暫定基準が設定されておりますが、現在、これについては残留基準設定のための手続を進めているところでございます。

2 番目として、プロピオンアルデヒドですが、プロピオンアルデヒドは、醗酵、加熱などにより生成することが知られておりまして、酒類や茶葉、パン類などに含まれるほか、果物、豆類、乳製品、ネギ類などの香気成分としても存在するなど、多くの食品中に存在するものでございます。

欧米では焼き菓子とかゼリー、プリン、ソフト・キャンディーなどの様々な加工食品において香りを再現し、風味を向上させるために添加されています。

3番目として6-メチルキノリンですが、これはウイスキーに天然に含まれる成分ということで、欧米ではゼリー、プリン、ソフト・キャンディー、焼き菓子、清涼飲料、アイスクリームなど様々な加工食品において、香りを再現し、風味を向上させるために添加されております。

今後の方向でございますが、いずれも食品安全委員会での食品健康影響評価を受けた後、薬事・食品衛生審議会において、食品添加物としての指定の可否及び規格基準設定について検討することとしております。

◆見上委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いたします。

◆小泉委員 ちょっと教えていただきたいんですが、これは日本ではポストハーベストの農薬というのは添加剤ですね。向こうでは農薬だということになると、輸入段階では日本ではどういう規則に基づいて検査するのか。農薬として検査するのか、ポジティブリストに入っているのが農薬としても使われています。添加物としても輸入の段階で何らかの検査をするということなんでしょうか。

◆國枝基準審査課長 若干前段として法律上の説明から入らせていただきたいと思えます。

食品衛生法の第4条第2項で食品添加物の定義がされていますが、この中では添加物の定義として、「食品の製造の過程において、又は食品の加工もしくは保存の目的で食品に混和・浸潤、その他の方法によって使用するもの」ということで、海外では一般的にポスト、プレ問わずに、こういったものは農薬という整理になっているわけですが、国内ではこの食品衛生法上の食品添加物の定義に該当しております。具体的には保存というところですが、そういったことで、これについては食品添加物という取扱いをしているところでございます。

したがって、食品衛生法上ですと、農薬の場合には食品衛生法の第11条ということで、残留基準値が設定され、その基準値以内に収まることが必要になるわけですが、添加物の

場合には、まずは食品衛生法の 10 条ということで、厚生労働大臣の指定が必要になりますし、11 条では成分規格とか使用基準などを定めることが必要になってきます。それから、第 19 条で表示が必要となります。

したがって、輸入段階において、もし仮にポストハーベストで使っているものが、保存の目的で使われているということであれば、国内で添加剤としての指定を取って、定められた、使用基準などの範囲内に収まる必要があり、そうでないものについては、輸入ができないということになります。

ですから、その部分については、そういったものは輸入ができないということになります。

◆小泉委員 ということは、検疫所で調べたときに存在していれば輸入できないということですか。

◆國枝基準審査課長 そういうことになります。

◆小泉委員 少しでも入っていてもですか。

◆國枝基準審査課長 そうです。

◆小泉委員 農薬というのは農産物ですね。どこから食品に変わるんでしょうか。木になっているときには農産物ですね。定義の問題ですが、食品というのは、運ぶ段階で食品になるんですか。

◆本間委員 加工の定義は食品衛生法と JAS 法で違うときがあるんです。例えば主たる性質が変わるときをもって加工と称する場合と、それから生き物に 1 つでも何か刻みを入れるときに加工と称するか。必ずしも統一ではないんです。

◆小泉委員 お聴きたいのは、農薬の法律がかかるのと、食品衛生法がかかるのと違いますね。食品衛生法がかかるのはどの時期からを言うんでしょうか。どの時期から食品と言うんでしょうか。

◆**國枝基準審査課長** 例えば農薬等の残留基準では、原材料である農作物にも MRL は設定されていますし、それを加工した小麦粉だとか油とかについても、残留基準が定められています。農作物についても、そのことをもって、つまり原材料だから食品衛生法から外れるということではなくて、食品衛生法上は摂取する最終的な食品だけでなく、その前の段階の原材料のものでも、食品という整理で残留基準が定められています。

◆**小泉委員** 大昔の話で私よく分からなかったんですが、農産物を取り込んで、トラックに載せた段階から食品になると聞いたんですが、それが事実かどうか確かめたかったんです。

◆**國枝基準審査課長** そういう意味で言うと、収穫して出荷した段階において、残留基準値に合致するような形でなければいけないこととなります。

◆**本間委員** そういう意味では食品ですね。

◆**國枝基準審査課長** そうですね。

◆**見上委員長** 日本の法律というのは、いろんなところでいろいろ絡み合って、素人にはなかなか分かりにくいことが往々にしてあり、それと同時に隙間と称してこんにやくゼリーをどこでコントロールするか、食品安全委員会の司会役としては非常に困ることが多々あるんですが、我々の力ではいかんともし難いという感じで、この論議はとりあえずペンディングにして、いずれそういう直接的な問題が起きたとき、大いにディスカッションすべきことではないかなと思っております。

その外、何かございませんか。

◆**廣瀬委員** プロピオンアルデヒドですが、この物質は私、この前調べたら、食品衛生法上使用してはならない物質、これはアストアルデヒド、ひまし油、プロピオンアルデヒドを含めて3つあるんですが、今後我々のところでリスク評価した後は、これがプロピオンアルデヒドについては使えるようになるのかということ。

それから、この物質あちこちの市で特定悪臭物質に指定されているということもあるんですが、これは単に量の問題ということなんでしょうか。多量だと臭いけれども、少し入

っている分には香料として使えるということでしょうか。

◆**國枝基準審査課長** 最初の4物質の部分は不勉強で今、手元にないんですが、どういう趣旨の規定で、禁止になっているんでしょうか。

◆**廣瀬委員** そこまでは私調べていないんですが、とにかく食品衛生法上で使用してはならない物質の3つのうちの1つに入っているものですから、少しびっくりしたんです。

◆**國枝基準審査課長** 少し勉強させていただきます。

もう1つの方の特定悪臭物質ということについては、仮にこのプロピオンアルデヒドについて、認められるということになった場合には、使用基準では従来着香の目的に限るという形にしていますので、本当にごく少量のものを使うという限定で認める形になりますので、その目的に反すれば食品衛生法上違反ということになりますので、相反はしていないものと考えております。

◆**見上委員長** 要するに、添加物として我々食品安全委員会添加物専門調査会で評価をした。それで厚生労働省がそれを添加物として認める瞬間で添加物となるという話ですね。現在は添加物ではないという整理ですね。添加物みたいな、本当に少量で使うものが、特に香料が多いと思うんですが、続々と来る可能性がありますので、法律の方も含めて、是非一般の方が分かりやすい方法で説明しないと、今までだめだったものが急によくなったという、また誤解を招くといやなんで、よろしく願いいたします。

外に何かございますか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆**見上委員長** それでは、本3件につきましては、添加物専門調査会において審議することといたします。

このうち、フルジオキソニルにつきましては、既に、農薬専門調査会において審議が進められていますので、添加物専門調査会においては、農薬専門調査会の評価書を引き継ぐ形で審議することといたします。この際、評価作業の重複を避ける意味から、審議を効率的に進めるようお願いいたします。

國枝基準審査課長、どうもありがとうございました。

(2) 農薬専門調査会における審議状況について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「農薬専門調査会における審議状況について」でございます。本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されています。

事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料2に基づいて御説明いたします。

「トリブホス」の評価書（案）でございます。

評価書（案）の3ページ、「審議の経緯」にお示ししますように、本農薬については、国内登録はございません。ポジティブリスト制度の導入に伴いまして、2005年11月、暫定の残留基準値が設定されております。

今回の評価の要請でございますが、2008年3月、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

農薬専門調査会におきまして、2回御審議をいただきまして、本日、評価書（案）が提出されたものでございます。

評価書（案）の6ページの「開発の経緯」に記載がございますが、トリブホスは、有機リン系の植物成長調整剤であるということでございます。

わたの収穫の際に、その収穫を容易にするために、わたの葉を落葉させるということを目的として用いられる農薬というものでございます。

7ページ以降に、「安全性に係る試験の概要」がまとめられています。

今回の評価につきましては、米国EPAの資料などに基づきまして、毒性に関する主な科学的知見が整理されております。

まず、「動物体内運命試験」につきましては、ラットを用いて検討されております。経口投与をいたしますと、大体70%程度が吸収されるということございまして、投与後72時間、で総投与放射能の95%から98%が排泄されるということございまして、吸収は比較的速やかに行われまして、排泄も速やかに行われるという性質のものでございます。

また、ラットにおきます主要代謝経路は、トリブホスの加水分解によるとされているものでございます。

8ページの上、「経皮吸収」の知見成績の概要がまとめられております。ラットの場合ですと、経皮の吸収率は33.9%から47.9%と、経皮からの吸収も一定程度あるということ

でございます。

毒性の試験成績につきましては、10 ページ以降にまとめられております。「急性毒性試験」の成績、原体、代謝物を用いた試験成績が「表 1」、あるいは「表 2」にまとめられております。反復投与毒性試験の成績につきましては、11 ページから試験成績がまとめられているところでございます。

基本的に本農薬は有機リン系の農薬ということでございまして、他の有機リン系の農薬と同様にコリンエステラーゼの阻害作用を中心に毒性の影響が認められております。

12 ページの「表 3」におきましては、経皮投与によるものでございますが、ウサギを用いた亜急性の毒性試験の成績がまとめられております。

また、「表 4」でございますが、これは「吸入毒性試験」の成績でございまして、認められた所見がまとめられておりますが、いずれも先ほど御説明したように、コリンエステラーゼ活性の阻害が認められているというものでございます。

13 ページからは、「慢性毒性試験及び発がん性試験」の成績がまとめられています。

ここにおきましても、基本的には赤血球、あるいは脳におけるコリンエステラーゼの阻害が認められているというところでございます。

また、ラットを用いました「2 年間慢性毒性／発がん性併合試験」でございますが、この試験におきましては、発がん性は認められなかったという成績でございます。

一方で、14 ページから 15 ページにかけてまとめられておりますが、マウスを用いました「90 週間発がん性試験」におきましては、高用量の投与群におきまして、小腸腺がんであるとか、肝の血管肉腫など、腫瘍の有為な増加が認められているというところでございます。

17 ページに記載がございまして、「遺伝毒性」の試験成績、これはすべて陰性ということでございまして、トリブホスにつきましては遺伝毒性はないと考えられるということでございます。

したがいまして、閾値の設定は可能であろうという判断となっております。

少し戻りますが、16 ページから、「生殖発生毒性試験」の成績がまとめられております。

ラットを用いました「2 世代繁殖試験」の成績でございますが、高投与群で受胎率の低下などが認められているところでございます。

特徴的な毒性といたしまして、喰殺というものが認められております。これは(2)の「交差哺育試験」という追加試験が実施されてございまして、トリブホス投与の影響であるということとされております。

一方で、「発生毒性試験」がラット、ウサギを用いましたもの双方で催奇形性の方は認められておりません。

以上のような試験成績を基に 18 ページに「Ⅲ. 食品健康影響評価」がまとめられています。

農薬専門調査会は、無毒性量の最小値がラットを用いた 2 年間慢性毒性／発がん性併合試験の 0.2mg/Kg 体重/日であったので、これを根拠として安全係数 100 で除した 0.002mg/Kg 体重/日を ADI と設定した、こういう結論になっているところでございます。

本農薬につきましては、委員会終了後、12 月 26 日までの 30 日間、国民からの御意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。

◆畑江委員 参考までに教えてほしいんですが、これはわたの葉を落とすためです。そうすると、日本では多分使われないだろうと思うと、輸入時にどんな農作物に含まれるから、この基準を決めるんですか。

◆日野事務局次長 綿実でしょうね。

◆畑江委員 葉を落として、その綿実から油を抽出するのは日本でするんですか。

◆日野事務局次長 しています。

◆畑江委員 そのときに一緒に入ってくるということですか。

◆日野事務局次長 恐らく限られた会社ですが、綿実を輸入して油を製造している会社がございます。

◆畑江委員 ありがとうございます。

◆見上委員長 外に何かございませんか。

◆小泉委員 2点お聴きしたいんですが、7ページの「動物体内運命試験」の中の真ん中辺りに「尿中排泄は」という項があると思うんですが、「尿中排泄は単回投与群より反復投与群で多く、雄より雌が多かった」と書いていますが、これは投与量がトータル同じという意味なのか、あるいは最初の動物体内運命試験の上のところに低用量を反復投与したと書いてありますね。ということは、投与量がもともと多いわけですから、反復投与して尿中排泄が多いのは当たり前の話ではないのでしょうか。その辺は少し確認していただいて、まず合計投与量が同じであれば当たり前ではなくなるんですが、その辺、5mgを15日間投与してあるのであれば当然排泄量が多いのは当たり前だと思うので、少しその文言はおかしいのではないかと思います。

もう1つ、14ページの「90週間発がん性試験（マウス）」なんですが、15ページの「表7」を見ていただきますと、250ppm、体重当たりで大体37mg、38mgか、雌で50mgになるとありますが、有意に腺がんとか過形成とかが増えているわけです。この小腸での発がんというのは、吸収率を70とすると、30%が腸管を素通りしていくということになりますが、それによって起こるのか。あるいは吸収された後に発がん作用を示すのか、その辺がほとんど書かれていないように思うので、その点を教えていただきたい。

こういった所見があるということは、いろんな意味で安全係数、遺伝毒性がないから閾値は決められるからということですが、他の専門調査会でこういった発がん性があるときには安全係数を100プラス数倍掛けている場合が大部分なんです。農薬専門調査会では全くそういった所見があっても、いつも通常の100で処理してしまっているということに私は少し疑問を持っておりますので、もし、これを無視し得るというのであれば、しっかりした根拠が要るのではないかと思います。安全係数に関しては、今後いろいろ専門調査会同士で検討する必要もあるかと思いますが、評価はどんどん進んでいますので、農薬専門調査会だけがいろんな所見があるにもかかわらず、いつも100というのはちょっと問題があるのではないかなと思います。

◆北條評価課長 最初の尿中の排泄率の件につきましては、これは尿中の排泄率が高いという意味で記載されているということでございます。絶対量ということではないです。

◆小泉委員 毎日の排泄率が多いということですか。

◆北條評価課長 率なので、「多く」という言葉がもしかするとよくないのかもしれない。

◆小泉委員 翌日に前日のが残る場合であれば、どうなるのかとか。

◆北條評価課長 多分、全部の排泄量を見たときの割合ということだと思います。

◆小泉委員 トータルで見ているということですね。

◆北條評価課長 そうということです。

◆小泉委員 それなら分かります。

◆北條評価課長 2点目につきましては、今、この中では小腸腺がんのメカニズム等についての考察がないので、ちょっと当たってみたいと思います。

3点目の安全係数の取扱いにつきましては、必ずしも農薬専門調査会はすべて100というわけではなくて、ケースによっては追加の安全係数を掛けている場合もございます。今回は通常の100ということでございます。

それから、委員からお話のありました、いわゆる重篤な毒性、例えば発がん性であるとか、神経障害であるときに、追加の安全係数を掛けるか掛けないかという点につきましては、農薬専門調査会だけの問題でもございませぬので、横断的な座長会辺りで少し御検討いただきたいと思います。それ以外の問題も含めて、安全係数の取扱いについては、食品安全委員会としても一定のルールは必要と考えておりますので、これらについては改めて検討する場を設けたいと考えております。

◆見上委員長 よろしいですか。外に何かございませぬか。

◆廣瀬委員 ちょっとお伺いいたしますと、今の農薬については、ポジティブリスト関係ですので、得られるデータが限られておりまして、そのデータの中でメカニズム試験はや

っていなかったと思うんです。こういう場合、なかなか小腸腫瘍発生メカニズムまで追及するということは非常に困難なんです。

最終的には遺伝毒性がないということで閾値が設定できるという判断しかできない。

最近、別の剤で十二指腸に腫瘍ができる剤が出てきまして、その際には、それはポジティブリスト制ではなかったと思うんです。そういうことで非常にたくさんのメカニズム試験がやられておりまして、我々が納得できるデータが出ていたと思います。

ですから、ポジティブリストであるかないかということで、データの資料が十分か不十分かということが随分ありますので、ポジティブリストの場合にはメカニズムを追及するのが難しいということです。

それから、安全係数に関しましては、先ほど課長からも発言がありましたように、今後、座長会等を通じまして、発がん性の安全係数だけではなくて、催奇形性、それから神経毒性、遅発性の神経毒性があった場合、農薬では確かに現在、追加の安全係数は掛けておりません。化学物質・汚染物質では掛ける場合が多いという、専門調査会で違った評価がされておりますので、座長会で今後検討していかなければいけない課題だと思っております。

◆見上委員長 農薬でも安全係数を必ずしも全部 100 と決めているわけではないです。

◆廣瀬委員 最近、確か催奇形性がある剤で 300 というのがあったかと思いますが、それから、あとデータが少ない場合には、100 以上掛ける場合があります。それ以外は発がん性があっても、非遺伝毒性であれば 100 ですね。

◆見上委員長 何か外にございますか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集の手続に入ることといたします。

(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。

添加物 2 品目、農薬 2 品目及び遺伝子組換え食品等 1 品目に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了いたしております。

それでは、添加物 2 品目につきましては、事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは資料3-1と3-2に基づいて御説明いたします。

資料3-1が、「2-エチルピラジン」、資料3-2が、「2-メチルピラジン」でございます。

資料3-1の2ページ、「審議の経緯」にございますように、2008年5月、厚生労働大臣から添加物の指定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

添加物専門調査会におきまして、1回御審議をいただき、その評価書（案）につきまして、本年10月16日から11月14日まで、国民からの御意見・情報の募集を行ったものでございます。

資料3-2につきましても、同様の経過を取っているものでございます。

この2つの香料についてでございますが、それぞれ最後のページにございますように、期間中に御意見・情報というものはございませんでした。したがって、この2つの添加物につきましては、専門調査会の結果をもちまして、関係機関に通知したいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございます。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いします。

よろしいですか。

（「はい」と声あり）

◆見上委員長 それでは、本2件につきましては、添加物専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、「2-エチルピラジン及び2-メチルピラジンともに、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。」ということによろしいですか。

（「はい」と声あり）

◆見上委員長 それでは、続きまして、農薬2品目につきまして、説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料3-3と3-4に基づいて御説明いたします。

まず資料3-3の「EPN」でございます。

評価書の4ページの「審議の経緯」の真ん中ほどに記載がございますけれども、今回の

評価の要請につきましては、2008年1月、かんしょへの適用拡大の申請、それから魚介類に対します基準設定の依頼を受けまして、評価の要請があったものでございます。

農薬専門調査会におきまして、2回御審議をいただき、この評価書(案)につきまして、10月23日から11月21日まで国民からの御意見・情報の募集を行ったものでございます。

結果は最後のページに記載がございまして、期間中に御意見・情報はございませんでした。

続きまして、資料3-4、「フェノキサニル」でございます。

評価書の3ページの「審議の経緯」、これも中段の方を御覧いただきたいと思います。今回の評価の要請につきましては、2008年1月、魚介類に対します基準設定の依頼がございまして、これを受けまして、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

これにつきましても、農薬専門調査会で2回御審議いただきまして、10月23日から11月21日まで、国民からの御意見・情報の募集を行ったものでございます。

この結果につきましても、最後のページにございまして、期間中に御意見・情報はございませんでした。したがって、この農薬2品目につきましては、専門調査会の結論をもちまして、関係機関に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきましては、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願ひします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、「EPNの一日摂取許容量を0.0014mg/kg体重/日と設定する。」、「フェノキサニルの一日摂取許容量を0.007mg/kg体重/日と設定する。」ということによろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、続きまして、遺伝子組換え食品等1品目につきまして、事務局

から説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料3-5に基づいて御説明いたします。

「HIS-No. 1株を利用して生産されたL-ヒスチジン塩酸塩」でございますが、このものは遺伝子組換え技術を用いて生産されますL-ヒスチジン塩酸塩でございます。高度に精製されているものでございます。

「審議の経緯」にお示ししておりますように、2008年8月、遺伝子組換え食品等の安全性に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

遺伝子組換え食品等専門調査会におきまして、1回御審議をいただきまして、評価書(案)につきまして、10月23日より11月21日まで国民からの御意見・情報の募集を行ったものでございます。

結果につきましては、最後のページに記載のとおり、期間中に御意見・情報はございませんでした。したがって、このものにつきましても、専門調査会の評価結果をもちまして、関係機関に通知したいと考えているものでございます。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、「『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方』に基づき、安全性が確認されたと判断される。」ということによろしいですか。

(「はい」と声あり)

(4) 食品安全委員会の改善に向けた検討について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「食品安全委員会の改善に向けた検討について」、事務局から説明願います。

◆大久保総務課長 それでは、お手元の資料4、「食品安全委員会の改善に向けた検討に当たっての論点に係る「具体的方策（案）」について」御説明いたします。

今回の改善に向けた検討につきましては、大きく論点を1から9まで9つのパートに分けて検討してまいりました。

具体的には、1ページ、「1 リスク評価」とありますが、この9つのうち、本日は「1 リスク評価」、「9 委員会運営全般」を除きました7つのパートにつきまして、それぞれ具体的方策について御検討、御審議いただければと思っております。

残りの2つの「リスク評価」及び「委員会運営全般」につきましては、基本的には12月、場合によっては1月初めになるかもしれませんが、その委員会でも引き続き御議論いただければと思っております。

それでは、5ページ、「2 リスク管理措置等への関与（食品安全モニター、食の安全ダイヤルを含む）」でございます。

この表の「検討すべき論点」、「現状」、「改善の方向性」につきましては、先月までこの委員会会合で御議論いただいて決まったものをそのまま記載させていただいております。今回はそれに具体的方策（案）を付け加えているという構成になっております。

このリスク管理措置への関与の「（1）勧告、意見具申」の部分でございますが、主な論点としては、勧告、意見具申、あるいはモニタリングの機能をもっと活用できないか。リスク管理措置との関係という流れだと思います。

これにつきましては、先般改善の方向性を御議論いただいたわけでございますけれども、それをより詳細にした形で具体的方策（案）を書いてございます。

最初の○ですが、食品安全委員会、リスク評価を実施しているということは御承知のとおりでございます。その評価を終えた後の結果については管理機関に通知をする。その通知後、何が実施されているかにつきましては、毎年2回、モニタリングを実施しているわけでございますが、その結果、中には長期間施策がまだ実現されていないというものがございます。それには様々な理由があるわけでございますけれども、長期間施策が実施されていないものについては、この委員会会合の場で関係機関から報告を求めるということを、きめ細かくやっていくということが必要であろうと考えております。

その際、報告を受けまして、当然委員会からいろいろ要請等をいたします。その場合につきましては、その要請した事項についてはできる限り文書で示すということをやりたいと考えております。

また、食品安全委員会でリスク評価を行い、評価書を作るわけですが、一部、中に「施策の実施に当たっての留意事項」、こういうものを付記していくという場合がございます。これにつきましては、やはり指示事項を明確化していくということで、当然評価書の中を読めば書いてあるわけですが、通知する際の本文にも同様に明記していくということを実施していきたいと思っております。

6 ページ、「(2) 食品安全モニター」の関係でございます。

最初の論点といたしまして、活動内容をもっと改善できないか。あるいは活動の成果をもっと施策形成に反映できないかということが挙がってきております。

これにつきましては的具体の方策でございますが、できるだけ施策に反映していきたいということがございますので、過去におきまして、報告を基にいろいろ施策形成はなされております。したがって、どういうことがなされてきたかをまずまとめる。それをモニターの方々にフィードバックする。そうすれば、こういうものが実現されているのか。あるいはこうすればより参考になるのかということになりますので、その辺の情報提供をしっかりとしていきたいと思っております。

また、「食品安全モニター」からの報告につきましては、自ら評価の関係で言いますと、広報案件のピックアップに使われてきているところでございます。

しかしながら、より積極的にモニターは一般消費者に近い方々であるとともに、食品安全についての知識を持つ方でございますので、自ら評価案件の候補を広く募集する等、そういうことをやっていきたい。これは一例でございますけれども、そういうものも含めてモニターに意見を聴く機会を増やしていきたいと思っております。

また、モニターにつきましては、地域における食品安全の活動の中核ということで育成していきたいと考えておりますので、そういう活動を支える情報提供、現在もやっておりますが、より一層充実していくということとともに、リスクコミュニケーション推進事業をやっておりますので、そういうものに参加していただいて、リスコミの技術も身に付けていただくという中で、地域でより一層大きな役割を担えるように支援していきたいと思っております。

③でございますが、モニターの資格を見直せないかというところがございます。資格の具体については、現状のところに記載しておりますが、私どもの重要な支援者でございますので、できるだけ優秀な人材を確保・維持していきたいということで、そういう資格をベースとしつつも、「具体的方策(案)」に書いてございますけれども、食品安全に関する活動実績とか活動目標等、より積極的に活動を担っていただけるような方々を積極的に

こういう情報を基に選考していきたいと思っております。

7 ページ上、「食品安全モニター会議をもっと改善できないか」でございます。

モニター会議については、実施後アンケート調査を実施しているわけですが、それを基に現状のところを書いてございますように、過去もいろいろと改善を実施してきております。この延長線上ということになります。具体的方策におきまして、きちんとアンケートを実施して、その結果については、委員会会合でも報告しておるわけですが、委員会会合できっちりとチェックをし、それを次の改善に結び付けていくことを、より徹底していきたいと思っております。

「(3) 食の安全ダイアル」でございます。

これにつきましては、国民の認知度を高められないかという問題提起がございます。

私どもには、「現状」に書いているように、様々な手段を講じて普及をしておりますが、私どもだけでも十分ではないだろうということで「具体的方策(案)」に書いてございます。

ダイアルについては、消費者の方々にも自ら学んでいただくという意味で、自ら情報を収集するということが非常に意義のあるものでございます。これにつきましては、幅広い地域に密着した地方公共団体、あるいは今後、消費者庁もできることになっておりますが、そういう広報紙等も十分活用して、連携を図りながら周知を図っていきたくと考えております。

8 ページ、「3 情報提供」でございます。

もっと分かりやすい情報提供ができないかという論点でございますが、これにつきましては「具体的方策(案)」でございます。

やはり消費者等関心の高いものにつきましては、現在もやっておりますが、その理解を助けるためのQ&A、これを作成していく。それとともにリスク管理情報を含めたパッケージとしての情報発信に力を注いでいく必要があるだろうと思っております。

また、見た目というのも重要でございますので、プレスリリース等においては、フォントとか文字ポイントの統一、あるいはロゴマークの使用、文書についても、体裁や表現の標準化、こういうものを工夫していきたい。

またホームページ、これは情報発信手段として非常に重要でございます。情報につきましては、階層化を進めていくということで、一般的情報から専門的情報へ必要に応じてリンクできるという構成に見直していきたいと考えております。

社会に発信されている不適切な情報に対する対応でございますが、これについては具体

的方策に書いてございます。誤った情報については、その社会的影響等に応じまして、訂正が必要かどうかも含め、委員会において判断して対応していく。それに当たっては一定のルール作りをしていく必要があるだろうと考えております。

9 ページの上、「情報提供において地方公共団体との連携をもっと図れないか」ということでございます。

「具体的方策」に書いてございますけれども、委員長談話等、委員会から重要な情報を発信しております。これについてはきめ細かく地方公共団体にお知らせしていくということが重要であろうと考えております。

併せてそういう情報を地域においても発信していけるようにということで、きめ細かな情報提供を我々としてもしていこうと思っております。

地方公共団体なり地域においても、いろいろな取組がございます。委員会としても、そういう取組を集約して、それを自治体に提供していく。そして、自治体においてそれを活用していただくということで、全国食品安全連絡会議等もございますので、そういう場で情報提供を図っていきたいと考えております。

また、「ホームページをもっと改善できないか」というところにつきましては、やはり見やすく、分かりやすくということで掲載情報の文体の統一とかフォントの標準化、レイアウトについても工夫をしていきたいと思います。

リンク情報のより一層の充実を図っていくことを考えていきたいと思います。

メルマガの関係でございますけれども、これもホームページと同様でございますが、掲載内容の簡略化、レイアウトの改善、より見やすくということで、努力をしていきたいと思います。

また、読者増については、地方公共団体あるいは消費者団体、いろいろ広報紙等がございますので、そういうものを通じて紹介していただくということも含めて対応していきたいと思っております。

11 ページ、「4 広報」でございます。

委員会の活動等が十分国民に理解されていないのではないかなど等の論点がございました。

これにつきましては、「具体的方策（案）」のところでございますが、食品安全、いろいろオピニオンリーダーがございます。上に書いてございますけれども、そういうのに重点を置きまして、リスク分析なりリスク評価なり委員会の活動内容、こうした基本的事項をより一層周知を図るようにし、連携を図っていきたいと考えております。

「具体的には」と書いてございますが、消費者団体、事業者・生産者団体等については、

意見交換会等を主体にそういう連携を図っていきたい。

また、各職域の団体、あるいは学会等については私どもいろいろ現場に講師等を派遣しておりますので、そういうことをやっているということを十分PRしていきたいと思っております。

②の広報にもっと力を入れられないかということで、「現状」のところに書いてございますように、私どももいろいろ媒体を通じて頑張っておりますが、我々だけではだめだということで、「具体的方策」に書いてございますが、地方公共団体とか消費者団体等のいろいろな団体がございます。そういうところの広報紙にも記事の掲載の働きかけをしていきたい。

また、そういう機関が記事を掲載しやすいように、私ども季刊誌もございます。そういう原稿を定期的に提供するというのもやっていきたいと考えております。

12 ページ、「②マスメディアとよりよい関係を築いていけないか」ということでございます。

これにつきましては、先般、企画専門調査会でも御議論いただきまして、地道にやっていくしかないということでございますので、メディアとの勉強会、懇談会をやっておりますが、それを地道に充実して発展させていきたいと思っております。

また、季刊誌、DVD でございますけれども、具体的方策でございますが、配布先の団体の担当者等にはアンケート、どういう活用をされているか等々意見を伺っておりますが、もう少し広く読者にも直接お聴きするなど、そういう要請、意見を十分把握しまして、いろんな改善を図っていきたいと思っております。

また、季刊誌、DVD をより積極的に意見交換会なりいろいろな講演等の機会もありますので、活用、使用していくということをしてしたいと思います。

13 ページ、「リスクコミュニケーション（意見交換会）」等でございますが、論点といたしましては、もっと有効に機能できないか。一部の人のものに留まっているのではないか。もっと双方向のものにできないか。分かりやすくできないか。開催方法等を改善できないか等々の論点がございました。

これについての「改善の方向性」のところを見ていただきたいんですが、基本は今年8月にガイドラインを作っております。これに沿ってやっていくということで、その方策でございますが、意見交換会の目的なり目標を明確にする。そして、対象規模、内容をそれに応じて工夫していく。また、多様な場を設定していく。その場とか対象者に立脚して分かりやすい資料を作っていくということであろうと思っております。

「例えば」にございますように、消費者団体との共催のものであるとか、サイエンスカフェ等小規模なもの。こういう多様なものにも今後とも積極的に取り組んでいきたいと思っております。

また、私どもの事業で「食の安全ダイヤル」、「食品安全モニター」が消費者等との接点としてございます。そこからいろいろな声が上がってくるわけでございます、そういう声を分析する。それをリスコミに反映させていくということをしていきたいと思っております。

消費者等、国民の関心の高い評価案件につきましては、メディア、食品安全のいろいろな関係者との懇談なり意見交換会、あるいはホームページによる情報提供等々、いろいろな手段を有機的に組み合わせて実施していきたいと思っております。

13 ページ、「⑥リスクコミュニケーション推進事業をもっと改善できないか」でございますけれども、私ども地域の指導者育成講座も順調にいきまして、受講者も増えております。これにつきましては、従来その後の活動状況をフォローしておりますが、それを基礎にそういう方々がどういう状況で活動しているのか。また、どういう要望・意見を持っているのかを聴くということを行いますとともに、その要望に応じて、委員会としてもどういう情報を提供するのか、また、どういうツールを提供していくのかという辺りを検討して、そういうものの提供に努めていきたいと思っております。

そういう受講者が実際にリスコミをやる実践の場を設けてほしいという要請も多々あったところでございます。

そういうものを実践できるモデル事業を今年度から進めておりますが、それを更に積極的に推進していきたいと考えております。

「⑦食品安全委員会はリスクコミュニケーションでもっと主導的役割を果たせないか」というところがございます。これにつきましては、意見交換会の開催に当たりまして、消費者団体等の関連団体、あるいはリスク管理機関でもいろいろな地方の組織がございます。また、地方公共団体、こういうものとの共催について、委員会としても積極的に取り組んでいく、指導的役割を果たしていきたいと考えております。

また、「⑧全国食品安全連絡会議をもっと改善できないか」というところでございます。

これについては、「具体的方策」にございますように、まずは地方公共団体のニーズの高いテーマ、これを設定して開催していくということを基本に、そのテーマに応じまして、リスク管理機関、あるいは今後、消費者庁もできます。そういう機関の出席を求めていく。

さらに、関係省庁でも地方公共団体とのいろいろな会議がございますので、委員会としても必要に応じてそういう場で、説明の機会を設けていただくというように依頼をしてい

きたいと考えております。

リスコミの専門調査会の審議内容の改善につきましては、現状のところの一番下に参考で書いてございますが、当面、調査審議を求める5項目ということで、これについて議論を進めていただいております。

それとともに、社会的な関心等を踏まえまして、審議事項を検討していただくということを考えております。

16 ページ、「⑥食育（消費者啓発）」でございます。

ジュニア食品安全委員会、現在、夏休みの期間中、東京で行っておりますが、地方でという声がございます。これにつきましては、「具体的方策」に書いてございますが、地方公共団体と連携いたしまして、子供を対象とした意見交換会等を実施していきたいと考えております。

また「食育をもっと充実できないか」ということでございますが、これにつきまして、「具体的方策」にございますが、修学旅行生を含めた訪問学習の受け入れをやっているところでございますが、そういうPRをしていく。また、家庭科等の教員の研修が定期的にあるようでございます。そういう機会をとらえて、研修講座に講師を派遣する。

栄養士、医師、いろいろな人材養成の大学、短大から要請を受けまして講師を派遣する。そういうことをやっていくことについてのPRを行っていくということを考えております。

また、学校教育に関係する学会とか各種学会、そういう学会の会合の際に、現場に食品安全委員会の方から講師等を派遣することをやっておりますので、そういうことをPRしていく。また、授業に使用できる簡易な教材、こういうものを作成していく等々の取組をしていきたいと考えております。

18 ページ、「7 意見・情報の募集（パブリックコメント）」でございます。

①の論点でございますが、消費者等から意見・情報の募集（パブリックコメント）がもっと出やすくなるように改善ができないかというところがございます。これにつきましては、「具体的方策」にあります。国民の関心の高いと予想される事案につきましては、現在も概要を付けておりますが、そういうものを行いますとともに、意見交換会等を積極的に行いまして、その評価内容の理解を助けるような情報提供なり工夫をしていきたいと考えております。

「②食品安全委員会に寄せられた意見が施策に十分反映されないのではないか」、「③意見募集等で集まった意見やその回答を業務の改善にもっと結びつけられないか」という論点がございます。

これにつきましては、「具体的方策」に書いてございますが、現在も科学的知見で妥当な意見については、評価書等の修正に反映しているということはやっております。

また、委員会活動に関する部分についても、企画専門調査会、あるいはこの委員会も含めフォローアップ等をやっております。そういう中での検証をいたしまして、個別の事業計画なり業務に反映させていく取組をしていきたいと思っております。

19 ページ、「8 緊急時対応」でございます。

食品安全委員会の役割をもっと明確にできないか。緊急時の体制をもっと改善できないかというところでございます。

これにつきましては「改善の方向性」を御覧いただきたいんですが、現在、国会に消費者庁の設置法案が提出されておりますが、消費者庁ができますと、消費者庁が緊急時における司令塔機能を担うということになります。したがって、委員会は科学的部分に今後役割を重点化していく。そして、消費者庁とも連携していくというのが方向性だと思っております。

したがって、「具体的な方策」につきましては、こういう方向性に沿って、必要なマニュアル等の見直しをやっていきたいと考えております。

また、情報発信の在り方を見直せないかということでございますが、「具体的方策」に書いてございますが、まずは初動において、原因物質等の科学的知見を速やかにホームページで公表するというように努めていきたいと思っております。

また、緊急事態の社会的影響等も踏まえまして、自ら評価等のリスク評価の結果や、委員長談話等の科学的知見、こういうものを公表していく。

また、食品安全委員会のホームページをリンク集的なものに位置付けていければということで、地方公共団体等の情報が掲載されるように協力を求めていくということも考えております。

さらに、地方公共団体、あるいは関係団体に先ほども言いましたように、委員会はいろいろな情報発信をしますので、そういうものについて周知を図っていくことを考えております。

本日はこの8の緊急時までということで御審議いただきまして、次回1及び9について、追加的に御審議いただければと思っております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。

よろしいですか。

それでは、次回、これは12月以降を予定しておりますが、「1 リスク評価」、「9 委員会運営全般」に係る具体的な方策について議論したいと思ひますので、事務局でその準備をよろしくお願ひいたします。

(5) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成20年10月分）について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成20年10月分）について」、事務局から説明願ひます。

◆角田勸告広報課長 それでは、お手元の資料5に基づきまして、「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成20年10月分）について」御報告いたします。

平成20年10月、1か月間の問い合わせ件数は209件ございました。ちなみに、前月9月の件数は171件となっており、1か月間の件数としては、平成15年8月に「食の安全ダイヤル」が設置されて以来、最も多い件数でしたが、10月はこれを更に更新し、200件を超えております。

内訳を見ますと、件数が多いのは「③食品一般関係」で152件となっており、そのうち「衛生関係」が102件、「化学物質系」が26件となっております。

その次が、「②食品の安全性関係」で27件となっており、そのうち「化学物質系」が20件となっております。

2ページ、前回、9月分について御報告した際に、事故米やメラミンなど、月をわたって問い合わせがあったものについては、トータルでどのくらいあったのか、分かるように集計するよう御指摘がありましたので、今回、「食品危害事案関連件数（9月及び10月）」として集計しております。

主なものをみますと、こんにやく入りゼリー関連では、9月に1件、10月に42件、合計43件となっております。

また、メラミンが検出された中国製乳製品等汚染関連では、9月に19件、10月に30件、合計49件となっております。

また、メタミドホス、アセタミプリド、アフラトキシンが検出された事故米穀不正規流

通関連では、9月に67件、10月に13件、合計80件となっております。

3ページ、毎月、問い合わせの多い質問等について、Q & Aの形式で取り上げておりますが、今回は全体の件数も多かったので、2つの質問を取り上げております。

まず、「食品の安全性関係」では、「一日摂取許容量（ADI）の説明に、「『毎日一生食べ続けても健康に悪影響が生じないと推定される量』という表現がありますが、若い人と高齢者では食べ続ける期間の長さが違うのになぜ同じ値が設定されているのでしょうか。」という質問を取り上げております。

これに対しまして、答えとして、「食品の残留農薬等の健康影響評価では、さまざまな動物を使って安全性試験を行い、各試験におけるその動物に悪影響を示さない量（無毒性量）を求めます。試験では、その残留農薬等をほぼ一生にわたって継続的に摂取することによる健康への影響についても調べます。

次に、各試験の無毒性量のうちで最も低い無毒性量をもとに、一日摂取許容量（ADI）を設定します。

また、体内に蓄積性がないかも調べています。化学物質ごとの特性により時間の長短はありますが、他の物質に変化したり体外に排出されたりして、本来の性質や体内の残留量は時間とともに変化、減少していきます。

これらのことからADIは、期間の長短に関係なく『人が、毎日、一生、食べ続けても、健康に悪影響がでないと考えられる量』として設定されています」とお答えしております。

4ページ、「食品一般関係」では、「こんにやく入りゼリーを食べた子どもが窒息死する痛ましい事故が起きましたが、食品安全委員会ではどのような対応をしているのでしょうか」という質問を取り上げております。

これに対しまして、答えとして、中ほどでございますが、「乳幼児や高齢者の食事には、周囲が窒息事故の原因となる食品を知り、予防や応急手当について知っておくことが重要です。

食べ物による窒息事故を防ぐために

重要なことは、

- ・食べ物は食べやすい大きさにして、よく噛んで食べる。
- ・食事の際は、なるべく誰かがそばにいて注意して見ている。

ことです。

食品安全委員会は、ホームページにおいて、食べ物による窒息事故を防ぐための注意喚起を続けています。

痛ましい事故を少しでも減らすために、是非一度ご覧ください」とお答えしております。
報告は以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

◆本間委員 最後の「こんにやく入りゼリー」の文章であります、この全体での扱いでの仕方というのはいいんじゃないかと思っております。この1件だけを強調するというの、やはり少数の事例しか喚起できませんので、全体を喚起するという方向性の方が効果があるのではないかと考えて、結構だと思っております。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

他に何かございますか。よろしいですか。

(6) 米国における飼料規制の強化について（農林水産省からの報告）

◆見上委員長 それでは、次の議題に移らせていただきます。

「米国における飼料規制の強化について」でございます。農林水産省の境畜水産安全管理課長から報告がありますので、よろしく願いいたします。

◆境畜水産安全管理課長 畜水産安全管理課長の境でございます。

資料6に基づきまして、「米国における飼料規制の強化について」御説明をさせていただきます。

まず、米国における飼料規制の強化につきましては、本年4月に公表されておりますが、その内容は「一部の高リスク原料について、すべての動物用飼料への使用を禁止する」という、非常に簡単なものでございました。

したがって、農林水産省といたしましては、より詳細な規制内容を確認するため、米国食品医薬品局、(FDA)等に質問するなど情報の提供を求めてまいりました。

今般、FDAから回答が寄せられ、規制内容の確認と整理ができましたことから、本日、食品安全委員会に対し御報告をさせていただくものでございます。

資料1 ページ目、今年の4月23日に、プレスリリースがされておりました、25日に官報掲載がされております。

「1」にございますように、ペットフードを含むすべての動物に対する飼料に使用することを禁止するという、一部の高リスク原料について禁止するという内容でございます。

これは既に1997年からアメリカが講じております飼料規制、すなわち反すう動物由来のたん白質を反すう動物用飼料に使わないという規制に上乘せをするというものでございます。

具体的内容は、「2」に書かれておりました、高リスク原料といったものが30か月齢以上の牛の脳及び脊髄、それから検査を受けていない、又は人の食用に不合格となった脳及び脊髄が除去されていない30か月齢以上の牛の全体ということでございます。

「3」に書いてございますように、今回のリスク管理措置の強化の目的というものは、牛にそのような原料が意図せず給与されることを防止するというものでございます。

「4」にございますように、12カ月後に施行されるということで、その下の括弧にございますように、来年4月27日から施行される予定でございます。

この資料に書いてあるように、非常に簡単な内容で最初はわからなかったわけですが、裏にまいりまして、私どもがFDAに照会しました内容につきまして、更に詳しく整理してございます。

右が現在の飼料規制の内容。左が来年4月から実施されます強化された飼料規制の内容でございます。

まず、たん白質原料につきましては、反すう動物用飼料につきましては、基本的にはこれまでも反すう動物用飼料には反すう動物由来のたん白質は使わないということでございますので、そこは同じでございます。

その他のすべての動物用飼料については、左にございますように、BSE陽性牛と高リスク原料、先ほどの「2」に書いてございました内容につきまして、更にそういった牛由来の機械的回収肉、これについての使用を禁止するというものでございます。

動物性油脂でございますが、これについては全く公表はされておりました。

油脂の反すう動物用飼料につきましては、牛由来の油脂で、不溶性不純物の含有量が0.15%を超えるものの使用を禁止しております。

さらに、BSE陽性牛に由来する油脂の使用を禁止するというものでございます。

その他の動物用飼料ということで、高リスク原料由来の油脂で、これも不溶性不純物が0.15%を超えるものの使用禁止。

BSE 陽性牛に由来する油脂の使用禁止というものでございます。

一番下に規制の名称ということでございますけれども、上の方は 97 年の飼料規制の部分でございますけれども、真ん中にあります「動物用飼料に使用禁止の牛由来原料（新規）」というものが新しく規定されているというものでございます。

3 ページにつきましては、平成 17 年 12 月に、当委員会で米国産牛肉の安全性についてリスク評価をしていただいた際に下の「6」にございますように、「結論への付帯事項」として、米国、カナダにおいても BSE の暴露・増幅を止めるには、BSE プリオンの感染性の 99.4% を占める SRM の利用の禁止が必須という指摘をいただいております。御参考までに添付をさせていただきます。

以上、米国における飼料規制強化の内容について御説明をさせていただきました。

なお、米国が公表いたしました飼料規制につきましては、この「参考」にございますように、平成 17 年 12 月の食品安全委員会の食品健康影響評価の前提となった、当時の飼料規制を更に強化するものでございまして、また、当該評価における「結論への付帯事項」にも沿った対応であるため、農林水産省としましては、当該規制措置に関し、改めて当委員会の食品健康影響評価を受ける必要はないと判断をし、当該措置についての評価依頼は行わなかったというものでございます。

しかしながら、本件につきましては、国民の関心も高い事項でございますので、本日、当委員会に対し、御報告をさせていただいたという次第でございます。

また、今後、来年 4 月からの米国における飼料規制の実施状況の把握を含めて適切に対応するとともに、その結果についても御報告したいと考えております。
以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等ありましたら、よろしくお願いたします。

よろしいですか。

農林水産省の報告によれば、米国の飼料規制に関する規則は、BSE の交差汚染防止の観点から、30 か月齢以上の牛の脳や脊髄等について、ペットを含むすべての動物の飼料に使用することを禁止し、現行の規制を強化するものであるとのことです。

この規制の施行は来年 4 月 27 日ですが、農林水産省は、その実施状況の把握を含めて適切に対応していくとのことでしたので、今後とも情報の提供をしていただくようお願いい

たします。

境畜水産安全管理課長、どうもありがとうございました。

それでは、外に議事はございませんでしょうか。

◆小泉委員 先ほどの農薬なのですが、尿中排泄と書くと、普通は量を言うので、尿中排泄率を書いてください。

◆見上委員長 外に何かございますか。

◆大久保総務課長 特にございません。

◆見上委員長 これで本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。

以上をもちまして、食品安全委員会第264回会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、12月4日（木曜日）14時から開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

また、明日11月28日（金曜日）14時から、農薬総合評価第二部会が非公開で開催。

来週12月1日（月曜日）13時30分から、動物用医薬品専門調査会確認評価部会が公開で開催。

同日14時30分から、動物用医薬品専門調査会が公開で開催。

続いて、16時55分から非公開で開催。

2日（火曜日）14時から、農薬専門調査会総合評価第一部会が非公開で開催。

3日（水曜日）10時から、遺伝子組換え食品等専門調査会が非公開で開催。

同日14時から、かび毒・自然毒等専門調査会が公開で開催される予定となっております。

どうもありがとうございました。

以上です。